

フォトワバジ・NGO・イスラーム

——グローバリゼーション時代の Bangladesh ——

高 田 峰 夫

はじめに

一九九〇年代に入り、Bangladesh では「フォトワバジ」と称する奇妙な事件が発生している。イスラームにおいて、少なくとも Bangladesh では、相談者が何らかの形で判断に迷う場合にイマーム等のイスラームに造詣の深い人（厳密に言えば、ムフティ）に自発的に相談を持ちかけると、イスラーム法（シャリーア）に照らして検討した結果、それに対して提示される「示唆」ないし「助言」を得る。これが本来のフォトワであった。ところが、新しい形の「フォトワ」は、地域における聖俗の有力者が、半ば恣意的かつ一方的に、ある人々の行為をイスラーム的ではない（もしくはシャリーア違反）と認定し、過重な処罰を一種の「判決」として下すのである。⁽¹⁾ こうした「フォトワ」の行為及びその行為を行う人々を、本来のフォトワを出す権威を有する人々（すなわちムフティ）から区別するために、Bangladesh では「フォトワバジ」（フォトワ宣告／宣告者）と呼んでいる。フォトワバジについては、それがいかなる論

理によっているのか検討する論考を先に発表した「高田 二〇〇〇」。本稿ではそれを受け、こうした極めて抑圧的とも思える現象が、なぜ一九九〇年代に入り発生してきたのか、との点に絞って検討を加えてみたい。

本稿の構成は以下の通りである。第1節では、近年のフォトワバジの中で特に注目すべき事例を紹介し、問題を確認する。第2節では、一九九〇年代に起きた「フォトワ」事例を簡単な統計とその検討により概観したい。こうした現象と密接に関連する問題として、第3節ではNGOを扱い、第4節では近年の同国におけるイスラーム及びそれに付随する問題を取り上げる。以上の検討を基に、第5節では簡単な議論を提示することにした。

1 フォトワバジの諸事例

バングラデシュ国内でフォトワバジの事例として最も知られているのはヌルジャハン事件であるが、この事件の経過については事件関連報道をまとめたものが出版されているし[Bangladesh Mahila Parisad 1997]、事件の概略及びそこに読み取れることについては、すでに紹介済みである「高田 二〇〇〇：一三五—一四一」。そこで、ここではごく最近の事件から特に注目すべき事例を紹介してみよう。

A 同国中西部のシラジゴンジ県ライゴンジ郡で。ある村の女性シャンティが亡くなったので、夫のK・シエクは葬儀を行おうとした。ところが、村のマドラサ教員のロフィクル、ジャマルツディン、ハジ・M・シエク、イブラヒムの四人は、彼女が二〇年前に（避妊目的の）卵管結索手術を受けていることを理由に、ジャナジャ（埋葬前に、この世を離れて行く死者の魂の救済を祈る礼拝）をすることはできないとの「フォトワ」を出した。さらに、この罪を理由

にして遺体を墓地に埋葬することを彼らは妨げた。シャンティの遺体を一〇一回ムチ打つてもこの罪は消せない、とフォトワバジたちは告げた。⁽²⁾他にどうしようもないので、シャンティの遺体はジャナジャを行わずに竹やぶの中に埋められた。⁽³⁾

B 同国北西部ロングプール県パイラボンド村で。ベグム・ロケヤの生地からほんの二〇〇ヤードの所に住むN・イスラムは日雇い農業労働者である。彼は七年前に些細なことで怒り、妻のハスナにタロクと言ってしまった(事実上の離婚宣言)。すぐに後悔して取り消そうとしたが、そのためにはシャリーアに従って、まずヒツラ(*hilla*)し、⁽⁴⁾その後妻と再度結婚しなければならぬ、との「フォトワ」がM・ムンシ、B・プラモニク、ユニオン(行政村)議会員のザマンの三人により出された。イスラムとハスナはヒツラを嫌がり、村のマトツボル(有力者)たちに取り成しを頼んだが、それでもどうにもならず、結局、近くの村から精神異常の若者を連れてきてヒツラすることになった。ところが、この若者が姿を消したため、ヒツラは不完全に終わった。それでもイスラムがハスナを再び家に迎えたため、フォトワバジたちは公開シャリーシユ⁽⁵⁾を呼びかけ、その場で二人に対し一〇〇回のムチ打ちが命ぜられた。

次いで昨年、今度は二人の息子のH・アリが妻のミナラとの争いからタロクを言ってしまった。しかし、すぐに後悔し、以前通り生活を始めた。これに異を唱えたのが、前出の人々他多数のフォトワバジたちである。彼らはすぐにシャリーシユを呼びかけ、タロクを言い渡したのにヒツラをせず、所帯を営んでいる罪で二人を村八分にする「フォトワ」を出した。ユニオン議員でありモスジッドのムトワリ(管財人)でもあるザマンは「ヒツラをしなければならぬ」というのは、私の一存ではなく(村の)二二〇世帯の決めたことである。私は二人にモスジッドのイマームの所へ行くように言ったただだ。イマームが決定を下せば、それには従わねばならない」と述べた。⁽⁶⁾

これらの事例について、簡単に注目すべき点のみ記しておく。事例Aでは、まず「フォトワ」の直接の対象とされた事柄が二〇年前の行為であること、その行為の内容が一時期は激しい議論を呼んだ人工妊娠調節(この場合は卵管結索手術)であること、この二点に注目したい。バングラデシュでは各種の家族計画手法が試みられており、成果を挙げているとして国連から表彰されている。⁽⁷⁾ 卵管結索手術は一九七〇年代から一九八〇年代にかけて試みられた手法だが、現在では少なくなっている。この手術が問題にされたのは、恐らく、①手術を受けた当時が手法の違いを問わず広く人工妊娠調節自体の是非をめぐる議論の激しかった時期に当たること、②他の避妊手法と異なり、卵管結索手術は一度それを受けてしまえば事実上不可逆であること、換言すれば、たとえ手術自体を受けたのは二〇年前であるとしても効力は終生永続し、意地の悪い見方をすれば、遺体になっても手術を受けた傷は残るという意味で、死後にも影響を与えると解釈可能であること、この二点によるのであろう。特に二点目は重要である。それゆえフォトワバジたちは、死後の魂の救済を祈るジャナジャを拒否し、遺体の墓地への埋葬も妨げ、通常の罪に対する処罰とは異なり「一〇一回のムチ打ちでも許されない」と言ったのであろう。

この事件については、やや時間を置いて新聞に厳しい批判の投書が掲載された。⁽⁸⁾ 投書者は、この行為に対し「考えるだにゾツとする。こんなことがなぜ可能なのか」と厳しく糾弾し、それに続けて「政府が公表している政策は、息子でも娘でも(性別に関係なく)子供は二人で十分だ(というもの)」。このフォトワは政府が公表する政策に対する挑戦ではないのか。そこ(その地域)には、県当局も、郡当局も、ユニオン当局もない(ように思える)。それら(の当局)が^(ママ)啞となり、静かな傍観者の役割を担っているのはなぜなのか?」と記す。投書に付された住所氏名から、投書者は首都ダッカの中流層が住む地区の女性であることが判る。つまり、都市在住の中流層で、文章を見る限り、恐らくは高等教育を受けた

女性であろう。そうした人の目から見れば「ゾツとする」事件が起きていても、何の法的ないし行政的対応も取られないとの事実、むしろそのことに注目したい。ちなみに、こうした「極端」な例は、実はこれだけではない。一例を挙げれば、別の投書によると一九九九年九月一二日に同国北西部ガイバングダ県で同種の事件が起きていたことが判明する。⁽⁹⁾

以上のような事実を踏まえて事例Bを眺めると、この問題の根深さが一層鮮明になってくる。さらに、この事件の一連の報道には、記事のどこかしらに決まったように「ベグム・ロケヤの村で」と修飾を付した見出しが出ている。ここで引用した本文の中にも彼女の名前が見える。このベグム・ロケヤとは何者か。彼女は何よりもムスリム女性解放運動の創始者として有名であり、彼女の名を冠した女子学生寮がダッカ大学にはあり、彼女を記念するベグム・ロケヤ記念日まで同国にはあるほど著名な人物なのである。⁽¹⁰⁾ その彼女の生地は村で、しかも二〇世紀も終わろうとする今日、まだフォトワバジたちがいて「フォトワ」を一度ならず少なくとも二度出している。このような事情が判った上でこの事例Bを眺めなおしてみると、驚きの念に襲われるのは筆者だけではあるまい。だからこそ多くの記事が「ベグム・ロケヤの村で」と修飾した見出しを付して驚愕を表現しているのである。

ヒッラについては、厳密なムスリム婚姻法の規定に従えば、同一の妻と一度正式な離婚が成立した後で再婚する場合に必要とされる手続きであるから、この二例に見られるような一時的な激情に駆られてついタロクと言葉に出してしまった程度で必要になるとはとても考えられない。しかし、それにもかかわらずあえてヒッラを命じた「フォトワ」を押し付けるところに、自分たちにこそシャリーア解釈の正当かつ絶対的な権利がある、とのフォトワバジたちの強烈な自負が垣間見られるのではないか。

また、この事例ではフォトワバジとマタツボルが明らかに異なる。しかし、フォトワバジと名指される人々がむしろマ

タツボル以上の地域の實力者であること、しかも、その代表と目されている人はモスジッドの管財人とユニオン議會議員とを兼ねた聖俗両面での實力者であることに注意したい。さらに彼は巧妙にも、自分主導の判断による結果として「フォトワ」が出されたのではなく、「二三〇世帯の決めたことである」として集落全体の意志決定による結果であること、その上に「イマームが決定を下せば、それには従わねばならない」として宗教上の教義解釈に照らして下された判断であること、この二点を強調して「フォトワ」の正当性を主張している。こうした点は、フォトワバジたちの行為が、頑迷な保守主義者の異常かつ短絡的的行為ではなく、むしろ何らかの意味での合理的かつ政治的な判断に基づくものであることを示唆しているように思われる。

このように見ると、「フォトワ」やフォトワバジに関連した出来事が、単なる珍奇でスキヤンダラスな事件ではなく、実は現在のバンングラデシュ・ムスリム社会を理解する何かしら大きなカギを秘めた極めて重要な問題として浮かび上がってくる。

2 一九九〇年代の「フォトワ」の流れ

以下では、大別二種の質の異なる資料を利用して、一九九〇年代における「フォトワ」の流れを見て行くことにする。二種の資料は、それぞれほぼ一九九〇年代前半と後半とに対応しているので、時期を区切り検討を加えることにしたい。

2-1 『フォトワ一九九一—一九九五』

一九九〇年代前半は「フォトワ」事件が頻発して人々の耳目を集め、フォトワバジの語が定着した時期である。この時

期の「フォトワ」関連報道は、五〇〇ページを超える大部の書物『フォトワ一九九一—一九九五』にまとめて出版されている [Begun and Au 1997]。ここでは、その内容を分析検討し、それによって一九九〇年代前半の「フォトワ」の流れを確認してみよう。

初めに同書の特徴を説明しておこう。同書は、主に同国の人権問題に関心を寄せる団体と個人とが、新聞報道記事の中から「フォトワ」関連であると認められたものを収載した形で構成されている。そのため、編者の意向と関心を反映して、収載記事にもやや偏向した部分が見られることに注意する必要がある。例えば、女性抑圧を報じた記事ではあるが「フォトワ」とは直接関係しないものが若干混入している。また、社会的関心が高かった事件に関しては同一事件について複数の報道が載せられている一方、明らかに収載漏れの事例もあり、決して網羅的であるとは言えない。さらに、新聞記事自体の書き方がそもそもかなり偏向している。具体的に言うと、「フォトワ」事件の被害者は専ら女性が対象となっており、見出しも圧倒的に女性をクローズアップする形で付ける傾向にある。しかし、内容をよく読んでみると男性も同時に被害者になっている例も多いのである。これは、同国のジャーナリズムにおいて女性こそが社会的弱者であると決め付けた視点に立つて取材報道がなされる傾向が強いことを反映しているであろうが、事件の公正な理解を試みようとする者にとつては大きな障害になる。ただし実際のところ、大部分の「フォトワ」関連事件において基本的には女性が第一の被害者であり、男女が同時に処罰を受けても処罰は圧倒的に女性の側が不利である傾向が顕著であるから、こうした報道の仕方なるのもやむを得ない部分はある。それでもなお、記事全般の中にある偏向については注意する必要がある。もう一点だけ指摘しておけば、収載されている記事の圧倒的多数はベンガル語紙から取り上げられたものであり、英字紙からの記事はわずかに混ざっているにすぎない。この量的アンバランスは、外国人が読む可能性の高い英字紙には外国人を意識し

た内容と書き方で書かれた記事が報じられ、ベンガル語紙の方にもむしろ同国の実情がより忠実に報じられている、という現状の反映なのであり、この点にも注意が必要であろう。⁽¹¹⁾

同書は、「フォトワ」に関する①一般の記事、②社説、③論評、④投書、⑤抗議と運動の記事、⑥行政の対応についての報道、の六部から構成されているが、分量的に全体の三分の二を占め、「フォトワ」関連事件の事実についての記載も詳細で、なおかつ報道の数も圧倒的に多いのは、①記事である。そのため、以下の記述ではこの部分を分析の対象とする。

表1に結果をまとめてみた。⁽¹²⁾この時期の傾向について結論を先取りして言えば、「フォトワ」の対象になっているのは圧倒的に「女性」であり、次いで「NGO」なのである。その理由については、以下の諸節でさらに検討を深めて行くこととし、ここではもう少し分類各分野について個別に説明を加えてゆきたい。

「女性抑圧」に分類した記事で取り上げられている事件としては、先の事例A、Bに類する事件の他に、恋愛関係にあることが発覚して制裁された例、レイプ事件被害者が逆に社会秩序を乱したとして処罰さ

表1 『フォトワ1991—1995』内容

I. 主に女性関連		162
1. 女性抑圧 (婚姻、恋愛、レイプ、幼児婚、家族計画等に関連)	126	
2. 反女性活動 (社会活動、商売、選挙権等に関連)	9	
3. 反女性+反NGO	11	
4. 反女性+反「フォトワ」	4	
5. 「フォトワ」+女性の側からの提訴	12	
II. 反NGO (106)、反西欧 (2)、原理主義 (6)		114
III. アハマディヤ関連		33
IV. 反「フォトワ」、反原理主義、「フォトワ」現状報道		31
V. 他 (反女性首相 [4]、禁止・命令 [11])		15
小計		355
直接「フォトワ」とは関連しない記事/内容曖昧の記事		12
総計		367

(出所: BEGUM and ALI [1997] より、筆者が分析・作成)

れる例、幼児婚を拒否したら処罰された例等が含まれる。⁽¹³⁾「反女性活動」には、女性がソーシャル・ワーカーやNGOの職員として働いたことを咎める事例、女性が商売などをして伝統的に女性に割り当てられてきた社会的空間の範囲を超えて活動した場合に対する制裁、女性が選挙権（専ら投票権）を行使することに対する制裁や予防的禁止措置等が含まれる。「反女性+反NGO」には、上記の反女性に分類された行為と、それに絡むNGOの活動の双方に対して、「フォトワ」が宣告された例等が含まれる。「反女性+反「フォトワ」」には、反女性に分類される内容の「フォトワ」が出され、引き続いてその「フォトワ」を批判する内容の動きが出たことを、同時に記載している事例が含まれる。ただし、この場合に注意しなければならないのは、「フォトワ」事件は例外なく村部で発生しているのに対し、批判する動きは「フォトワ」事件が発生したことを伝え聞いた都市部で起きており、しかもその動きの担い手は女性団体や人権団体等に限定されている点である。つまり、多くの場合（Ⅳに分類した記事の一部のような例外的場合を除けば）、事件発生の地元では明確な反対の動きは少なくとも表立っては起きていない（起こせない？）のである。「フォトワ」+女性の側からの提訴」は、「フォトワ」を宣告された被害者の女性が、逆にフォトワバジたちの行為を法的に提訴した報道である。こうした動きがあるのを見ると希望を見出しがちだが、実はこれは複数報道の結果として生じた数であって、事例の実数はわずかに二例だけであること、しかも、いずれの場合も女性の側は「フォトワ」宣告を受けて「処罰」を実際に受け、その事実が何らかの形で外部に漏れた結果、今度は外部からの支援を受けて初めて提訴に至るというプロセスを経ていることを考えると、これらは極めて例外的かつ（処罰を受けた点は悲惨だが、その悲惨さを訴えて取り上げられたと言う意味では）幸運な事例に過ぎないことは明らかである。大部分のケースでは、被害者が処罰を甘受して泣き寝入りするか、せいぜい処罰の悲惨さを外部の人に訴えるだけで終わっていることを指摘しておきたい。さらに言えば、報道された「事件」でさえこのような

状態であるのだから、その村ないし地域内だけに知られて外部に漏れ出てくることなく「フォトワ」が宣告され処罰が実施されてしまう事例の多さは、ここにまとめた数字の比ではないと推定してもよいであろう。

「反NGO」には、同国で多大な影響力を持つNGOの活動に対する妨害の「フォトワ」と、それに対するNGO側の反発を報じた記事が含まれている。NGOの活動として「フォトワ」の対象にされているのは、具体的にはノン・フォーマル教育（特に女性識字教育）、小規模ローン（主として女性対象）、貧困解消プログラム等であり、ここでも実は女性が隠れた焦点になっていることが浮かび上がってくる。また、中にはNGOと欧米キリスト教団との関係を指摘して「フォトワ」を出す例もある。「原理主義」には、日本でも話題になったタスリマ・ナスリン事件関連のもの、イスラーム原理主義集団によるNGO悪用を報じたもの、反西洋医学等の他、映画の撮影妨害や反独立などの極端な動きも含まれている。これらを同一カテゴリーに分類したのは、これらの動き全体がほぼ同一の理由に基づいて相互に類似した勢力の実行した行動の結果と推測するからであるが、紙幅の都合上、詳細は省略する。

「アハマデイヤ関連」は、全てアハマデイヤと呼ばれるイスラーム系宗教団体に対する抑圧・迫害等の記事である。⁽¹⁴⁾「反フォトワ」は「フォトワ」に対する抗議や批判の動きを、「反原理主義」は「フォトワ」に関連してイスラーム原理主義を批判した動きをそれぞれ報じたものであり、「現状」は「フォトワ」事件の発生状況等についてそれを周知させ批判する目的でまとめられた記事である。「反女性+反「フォトワ」」の部分でも触れたのと同様に、こうした動きは全て都市部で生じ、女性団体や人権団体が担い手となっており、現状報道の場合も同じく都市部のリベラルなジャーナリストが行っていることに注意したい。

その他には、以上のカテゴリーに入らないもの、例えば、女性首相はイスラームに反するとする主張（ただし「フォト

ワ」とはいえないもの) や、テレビを見てはいけないという類の禁止、イード(イスラームの大祭) 日程を変更しろとい類の命令等を含めた。

こうして見て見ると、実に多様な問題が「フォトワ」関連で論じられている。しかし、焦点となっているのは圧倒的に「女性」であり、次いで「NGO」であることが一層鮮明になったのではないか。

もう一点、これは事例を個々に読み込んでいくうちに偶然行き当たったのであるが、すでに一九七七年以前(別の報道では一九七四年)にタロクの撤回をめくりヒツラを命ずる、つまり事例Bとほぼ同様の「フォトワ」が出されていることが判明した。⁽¹⁵⁾ これから考えると、突発的な形ではあっても「フォトワ」事件はすでに一九七〇年代半ばには発生していたことは間違いないであろうし、恐らくはその後も散発的に発生していたが報道には至らなかったであろう。しかし、本稿の冒頭でも簡単に触れたように、「フォトワ」事件が頻発するのは一九九〇年代に入ってからであり、この項で分析対象とした『フォトワ一九九一—一九九五』で確認してみても、「フォトワ」関連の報道が急増するのは一九九三年以降なのである。では、なぜ一九九〇年代なのか。これが本稿の後半部で検討を加える問題になる。

2-2 一九九〇年代後半の動き

この時期については、少なくとも今までのところ前項で分析対象としたような資料は出ていない。ただし、同国の人権団体『アイン・オ・シャリーシュ・ケンドロ(法と裁判のセンター)』記録部が簡単な統計を内部資料としてまとめている。⁽¹⁶⁾ ここでは同資料をもとに、簡単に流れを見ておきたい。

はじめに、この資料の特性について説明を加えておく。第一に、この資料に記載されている事件は、主要ベンガル語紙

七紙と英字紙一紙に報道された記事から、「フォトワ」事件、それも暴力を伴った事件のみを拾い上げたものであるため、実際の発生件数に比べてここに記載されている件数は前項（2—1）で取り上げた事例以上に限定されたものになっている。第二に、ここで扱われる「暴力」が専ら個人、それも女性を対象にしたものに限定されているため、NGO等に対する事件には一切言及がない。結果的に件数も少なくなっている。第三に、同センターの性格上、法的な側面から見て問題を整理する目的に合致した記載方法、すなわち、どのような理由で「フォトワ」事件が発生し、それに対してどのような処罰が下されたのかだけが統計資料として記載されている。そのために、個々の事件の内容に踏み込んだ検討可能性は初めから除外されている。第四に、新聞報道にしたがった、つまりは個々の事件の言わば原因と結果から統計の項目が設定され、それが各年毎にまとめられているため、年度を越えた比較は極めて難しい。第五に、前項（2—1）で分析対象とした『フォトワ一九九一—一九九五』と一九九五年分が重複しているが、具体的にどの事例が重複し、どの部分が重複していないのか、それを確認する手立てがない。そのため、ここでは重複の可能性を認めた上で、あえて一九九五年分からの分析の対象に含めている。以上のような制約があるため、以下の分析では大まかな傾向を指摘するに留まらざるをえない。

表2は、一九九五年から一九九九年前半の四年半分の統計資料を、筆者の判断で整理しなおしたものである。「フォトワ」宣告のきつかけとなった事由の項目を見ると、実に多様な事柄が揚げられているのに気がつく。しかし、整理してみると概略以下のように分類可能であろう。①「タロク」から「妻との離婚を拒む」までは夫婦二者間の婚姻関係をめぐると問題に他者が介入している事例であり、過去に筆者が目にした諸事例の内容から推測してみると、その大部分は前節の事例Bとほぼ同様のケースであろう。②「婚前妊娠」から「他人と会話」までは、ある事柄に関して女性の側が自己意思による行動をした、そのことに対する処罰とまとめることができよう。このように一まとめにすることに疑念を覚える方も

いるであろうから、いくつか解説すると、「婚前妊娠」は自由恋愛の結果として生じた事態であり、「反社会的行為」は恐らく不倫を意味し、逆に「反社会的行為を拒否」は一方的に性関係を迫られ、それを拒絶したことを意味、以下の項目は夫ないし両親（専ら父親）に無断で自主的な行動を行ったことを意味すると考えられるからである。③「レイプ関連」は、明らかに女性が被害者でありながら、にもかかわらず女性が処罰を受けた事例であり、④「第2結婚に疑義」以下は、言わばその他ということになるだろう。このようにまとめてみると、傾向ははっきりしている。第一に、②と③のグループを見れば明らかのように、やはりここでも「女性」が圧倒的に標的とされているのである。第二に、①のグループの場合、極めてプライベートな問題が社会的制裁の対象とされている。こうした傾

フォトワバジ・NGO・イストラム（高田）

表2 フォトワ1995-1999

	ヒッ ッ ラ	ヒッ ラとム チ	ム チ打 ち	石 打 ち	村 八 分	髪 を切 る	生 き埋 め	遺 棄	自 殺	婚 姻無 効	離 婚し暴 力	不 明	合 計
タロク	12		3		3			1		1			20
離婚後関係維持					1			1					2
妻との離婚を拒む					1								1
婚前妊娠			17	1	7		1			1		1	28
姦通関連	1		17		2						1		21
反社会的行為			1										1
反社会的行為不支持						1							1
無断里帰り			1		1								2
無断外出			2										2
恋愛					1				1	1			3
自分の意志で結婚										1			1
夫との同居拒否											1		1
夫を提訴			1		1								2
ヒンドゥー教徒と結婚			1										1
他人と会話			1										1
レイプ関連			5	1	1						1		8
第2結婚に疑義			1										1
義子死亡					1								1
窃盗			1										1
近所との諍い			1										1
他、不明	2	1	12		1			1			1	1	19
合計	15	1	64	2	20	1	1	3	1	4	4	2	118

六一（六一）

出所：Ain O Sharish Kendra 提供資料を、筆者が加工

向は、一九九〇年代前半とほぼ変わりがない。なお、恐らくこの間も組織としての「NGO」が「フォトワ」事件に限らず様々な攻撃の対象となっているであろうことは、「ブラモンバリア事件」のような大事件が発生していることからして、推測に難くない⁽¹⁷⁾。

他方、宣告された処罰の内容は、圧倒的に①ムチ打ち(杖打ちやゾウリ打ちを含む)が多くて事例数の半数以上を占め、次いで②村八分、③ヒツラとなっている。しかも、興味深いことに、タロクがらみの例に対する処罰にはヒツラ、女性の自己意志による行動(上述の分類②)にはムチ打ち、タロク以外の婚姻関係がらみのものと婚前妊娠・姦通、つまりはいずれも婚姻関係のねじれに関するものには村八分、と事由別にはほぼ処罰のパターンが決まっているのである。これは、フォトワバジたちがシャリーアの処罰規定を熟知し、ほぼ一定の型にはめて判断し、「フォトワ」宣告している可能性が高いことを示唆する。さらに言えば、仮に俗なる有力者が主導して「フォトワ」を宣告しているように見える場合でも、少なくともフォトワバジの中にシャリーアに関して一定の知識を持つ者が含まれていることを、この現象は示唆しているのではないか。

なお、表には記していないが、各年の報告・記録されている事件の合計数を見ると、一九九五年は二三件、一九九六年は二二件、一九九七年は二八件、一九九八年は二八件、一九九九年前半は一七件となっており、ほとんど発生件数が変わらないどころか、微増傾向を示していることが分かる。他方、これも表には記していないが、そのうち提訴に至った数は、一九九五年一五件、一九九六年五件、一九九七年五件、一九九八年一六件、一九九九年前半五件、とせいぜい半分前後かそれ以下で低迷していることは、一九九〇年代前半と変わっていない。つまり、一言で言えば、「フォトワ」をめぐる状況は悪化こそすれ、一向に改善の見込みがないのである。

2-3 一九九〇年代の「フォトワ」：若干の考察

以上、一九九〇年代の前半と後半に分けて、「フォトワ」事件の流れを概観してみた。そこから明らかになった点をまとめれば以下のようになる。①常に一貫して「女性」が主要な対象とされており、「NGO」がそれに次ぐ対象となっているらしい。②事件のほぼ全ては地方村部で発生し、その多くが取り上げられることなく外部の目からは影から影へ見えないままで終始するか、仮に新聞等の報道に取り上げられても、ほとんどウヤムヤで終わり、提訴に至る事例は稀である。③フォトワバジたちは主にそうした地方村部の聖俗の（多くは聖俗が一体となった）有力者たちである。④「フォトワ」事件を問題視し、それに対して反対の声を上げたり抗議行動を行うのは、常に人権団体や女性団体に代表される都市のリベラル勢力である。⑤一九九〇年代初頭に頻発し始めたこの種の事件が、一九九〇年代末に至るまで微増傾向を示しつつ引き続きしている、等である。

『ジヨノコント紙』別冊に全紙大という異例のスペースを使って論じられた長文論説 [SEHANAWAZ 1998] では、「フォトワ」の主要攻撃対象は、①芸術家・文化人・知識人と②女性の二つのグループである、と指摘されている。しかしこれも、「芸術家・文化人・知識人」に代表される都市のリベラル勢力が「フォトワ」事件を厳しく批判することから、逆にフォトワバジたちに代表される村部の聖俗有力者たちから攻撃の矛先を向けられていると考えれば、ここでの考察とは矛盾しないであろう。また、別の報道では「フォトワ」の攻撃対象を、①NGO、②ジャーナリズムと文芸（界）と指摘している [HUMAN RIGHTS WATCH 1996]、①女性、②NGO、③アハマディヤ、④リベラル・ジャーナリズムと作家（一例としてタスリマ・ナスリン）だとする指摘もあるが [WOMEN 1996: 34-36]、これもほぼ同様の理解をして良いであろう。ただし、これらの諸報告からは、筆者の上記指摘のうち①と④しか判明せず、それ以外の点については、漠然と「フォトワバ

ジ」「原理主義勢力」「宗教商人」と名指す程度で、それ以上の内実は明らかにならないのであるが。

ところで、ここにタスリマ・ナスリンの名が挙がっている。彼女に関する一連の事件の報道は日本でもなされ、日本では小説『ロツジャ（恥じ）』が反イスラーム的であるとしてイスラーム原理主義勢力から彼女の首に賞金がかけられた事件と一般には理解されているようである。⁽¹⁸⁾しかし、2—1項でも記したように、彼女をめぐる事件は『フォトワ一九九一—一九九五』では「フォトワ」事件の一部と把握されている。さらに、彼女をめぐる事件の経過を検証してみると、小説の出版自体よりも、彼女がイスラームに関して発言したことの方が一連の騒動を引き起こすきっかけとなっている。では、彼女の事件と「フォトワ」関連事件とは、いったいどのような関係にあるのか。バングラデシユ国内では一般に、彼女の発言がきっかけになり、それを批判する形で原理主義勢力が活発になり、それに呼応して地方の「原理主義勢力」（フォトワバジ）が「フォトワ」を頻発するようになった、つまり、タスリマの事件が「フォトワ」事件頻発の大きな契機になった、と理解されているようである。しかし、一連の「フォトワ」事件の流れを検証していると、これとは異なる解釈の可能性が浮上してきた。

時間的に言えば、タスリマの事件は一九九四年五月九日にカルカッタで新聞報道された彼女の発言がきっかけになっている。しかし、「フォトワ」事件が頻発し始めて人々の耳目を集め始めたのは、それよりも前の一九九三年、特にヌルジャハン事件がきっかけになっていた。つまり、タスリマの事件が発生した頃には、すでにバングラデシユ各地において「フォトワ」事件が頻発するようになっていたのであり、彼女の事件はその流れの中で、ただし一際突出する形で、生じたのであって、その逆ではない。結局、タスリマ・ナスリン事件は、「フォトワ」事件が頻発するようになっていたバングラデシユ社会の大きな流れの中で「事件」として浮かび上がった、言わば氷山の一角に過ぎないのであり、彼女をめぐる事件

が「フォトワ」事件を一層活発化させた可能性は否定できないにせよ、それが出発点となっているとする理解には限界があるように思われるのである。

そうであるとするなら、その「大きな流れ」とはいかなるものなのかが問われなければならないであろう。この問いに答えるには、目を「フォトワ」から転じて別の方向に向けなければならない。目を向ける先とは、「フォトワ」の第二の対象とされたNGOである。

3 NGO

3-1 バングラデシュにおけるNGOの活動のあらまし

初めにバングラデシュにおけるNGOの状況について、簡単に触れておこう。バングラデシュは「援助の実験場」と称されるほどあらゆる種類の援助が入り込んでおり、援助を抜きに同国を語ることは困難なほどである。他方、ある人をして「底の抜けたバケツ」と言わしめたほど、独立直後からバングラデシュに注ぎ込まれた多額の援助資金は、目に見える成果を生み出さないうまま、どこかへ吸い込まれていった。このため、多くの援助国や国際援助機関は、二国間の直接援助であるODAを減らし、NGOを経由して援助資金の流れの透明化と実効性の発揮とを狙う方向にスタンスを移してきた。この結果、同国における援助は現在ではNGOの存在を語らずには意味をなさないほどにまでなっている。

バングラデシュ独立以降の同国におけるNGOの活動の歴史については、NGOの開発戦略の流れに即し下沢「一九九八・五七―六四」が簡にして要を得たまとめを提示している。それによると、第一期は独立直後の混乱期に当たる一九七二年から一九七四年であり、「救援から開発へ」の時期とされる。つまり、独立戦争直後の緊急支援が急務であった時期か

ら、徐々に復興に焦点を当てた開発重視のアプローチへと移行して行く時代だと言うのである。第二期は一九七五年から一九八〇年代前半であり、この時期は「シヨミティのアプローチ」として提示されている。シヨミティすなわち一種の相互扶助的組合をベースとした活動が重視された時期である。第三期は一九八〇年代前半から一九八〇年代後半にかけての時期であり、「多様な活動内容の展開」時期とされる。成人識字学級、人間開発研修、保健衛生プログラム等々、多様な活動内容が展開されたのである。こうした状況が一変するのが第四期で、時間的には一九八〇年代後半から現在までがその時期に当たる。この時期を下沢は「小規模無担保ローン時代」と呼ぶ。それ以前の多様な活動が、ごく小額を無担保で融資をする手法、いわゆる「マイクロ・クレジット」方式一色に塗り替えられてしまった時期とするのである。

それまでの時期、大多数のNGOのアプローチは、多様な内容を含んでいたとは言え、基本的には貧しい人々の意識を日覚めさせ(意識化)、同時に可能であれば社会全体の意識も変革し(社会的めざめ)、それによって実際の社会のあり方を変えてゆこう、との姿勢ではほぼ一貫していた。ところが、マイクロ・クレジットの登場で状況は一変した。言い方は悪いが、意識化などの迂遠なことをやっても始まらない、まずは金だ現金収入だ、という方向に大部分のNGOが走り始めたのである。ここではマイクロ・クレジット方式の是非は議論の対象ではない。問題は、その与えた影響が甚大であり、それが根本的にバングラデシユ社会を、特に村部を揺さぶっている、という点である。

3-2 マイクロ・クレジット

マイクロ・クレジット方式を開発したのは、現在では世界的に有名になったムハンマド・ユヌスであり、多くのNGOをマイクロ・クレジット一色の方向に走らせるきっかけとなったのは、彼の創始した『グラミン・バンク』(農村銀行)

の活動である⁽¹⁹⁾。ユヌスの基本的な考え方は、ごく大雑把に言えば次ぎのようになる。貧しい人々には資本がないだけで、資本を手にすることができれば、彼らはそれを有効に活用して自分たちで現状打開できるだけの能力を持っている。ただし、彼らには担保となるような資産がない。それゆえ小規模な資本で良いから、無担保で自由になる資本を彼らに融資すれば良い、と。この考え方は、貧しい人々は抑圧され後進的であり意識的に目覚めていないから、まず彼らの意識化が必ずやだ、とするそれまでの一般的な考え方と大きく異なるものであった。この考え方を基に、彼は無担保小額融資を実行するようになる。一九七六年の開始当初は実験的プロジェクトであったが、一九八三年にはグラミン・バンク設立に至り、その後も着実に成果を上げていった。それを見て多くのNGOも「マイクロ・クレジット」方式を導入し始めた。特に、同国最大のNGOであるBRACがこの方式を大々的に導入した影響は大きかったように思われる。⁽²⁰⁾

マイクロ・クレジット方式には、それが融資であり贈与ではないこと、しかも驚異的な返済率の良さが見られることから、諸外国及び援助機関から多額の資金が流れ込むことになり、あたかもマイクロ・クレジット方式さえしていれば他の活動は一切不要であるかのような風潮さえ一部には生まれた。⁽²¹⁾ 背景には、それまでの開発理論に基づく実践が、多くの場合はつきりと目に見える急激な成果を上げにくく、事実やや手詰まり気味の感もあったところに、通常では考えられないほど驚異的パフォーマンスを示したマイクロ・クレジット方式が出現したこと、喜んだドナーや開発関係者がこの方式にとびつき、逆にグローバル化しつつあった世界に急激にこの方式が流れ出した、という状況もあったのではないか。⁽²²⁾ ともあれ、この方式に流れ込んだ資金規模の急激な増加がいかに激しかったかは、グラミン・バンクとBRACの実施している同プログラム関連資金の動向を見れば一目瞭然である。詳しい数値は煩雑になるので省略するが、グラミン・バンクの場合、設立年の一九八三年度貸出し総額二億タカ弱が一九九四年度には約四〇〇億タカと一一年間で実に二〇〇倍になっ

ているし、BRACの方も一九八九年度には五億タカ弱であったものが一九九六年度には一四七億タカ強と三〇倍にもなっている⁽²³⁾のである。この爆発的なまでに急増した巨額の資金が、バングラデシュ村部の経済構造に多大な影響を与えていることは間違いない⁽²⁴⁾。しかし、筆者がここで問題にしたいのは、経済構造への影響そのものではなく、その社会的含意である。

マイクロ・クレジットの直接の対象となる借り手は、もちろん貧困層であるが、特に女性に強調が置かれている。例えばグラミン・バンクの場合、貸し手であるグラミン・バンクは、連帯責任を負う一種の五人組を組むことを条件としつつも、社会で最も抑圧され、それゆえにグラミン・バンク的な考え方に立てば最も潜在的な可能性を秘めている存在であるとして、貧困世帯の女性に借り手を限定している。それゆえ、女性が自ら何らかの経済活動を開始し、それによってそれまで決して手にすることのなかった現金を入手する場合が続出する。また、仮に貧困世帯の男性が自分で何か小商いを始めたくとも、妻を借り手に立てて妻自らが自分のために何かを始めるとの形を取らない限り、資金を手にする手立てはない。その結果、いずれにしても、家庭内において妻の夫に対する相対的な地位が上昇することは避けられないであろう。これは、もちろんグラミン・バンクなどの元々目指した目的の一つであるから、それ自体は歓迎すべきことに違いない。しかし、一方の相対的な地位の上昇の結果、他方の相対的な地位低下は不可避である。権力構造の変化が往々にして当該社会（この場合は世帯）における軋轢の高まりを招くことは良く知られており、この場合がその例外になるとは言い難いであろう。

同時に、女性たちが何らかの形で活動を行おうとすると、直接・間接に彼女たちは伝統的な社会的・空間的領域から外に出ざるを得ない。具体的な例で考えてみよう。ある女性がマイクロ・クレジットを使ってヤギを購入し、それを育てて

利益を上げようとする。その女性は、まずヤギを購入しなければならない。ヤギは基本的に市場で売買されるから、彼女はそこに出掛けて行って、自ら品定めして値段交渉し、ヤギを購入しなければならない。これは明らかにバングラデシュ村部で女性に許容されている範囲を逸脱している。また、仮にその女性がそうした逸脱を避けるため夫にその役を託したとしても、これまでそうした場では見かけたことがない人物が言わば「場違い」な場に現れることには変わりない。さらに、ヤギを飼うには狭い屋敷地内では無理であるから、外に出さざるをえないが、その際に他人の作物に被害を与えないよう、常に見張るなり場所の移動を図るなりしなければならない⁽²⁵⁾。十分にその責務が果たせる年齢の子供がいる場合は良いが、そうでない場合には、彼女が自分で世話を見るしかない。その結果、今まで見かけなかった場所で見かけられるようになる。一事が万事このようなわけで、女性がマイクロ・クレジットを利用した現金収入の方途を何らか考えようと多かれ少なかれこうした問題がつきまとうのである。結局、女性が従来のムラの規範を侵犯する（せざるをえない）ことになる。

他方、どのような形であれマイクロ・クレジットは基本的に貧困層をターゲットにしているから、マイクロ・クレジットの急激な普及とそこに流入する資金規模の増大は、マクロな視点で見れば、すなわち貧困層へ、とりわけ村部貧困層へ直接に多額の現金が流入する事態を意味する⁽²⁶⁾。もちろん、個々の金額は小額であるが、「チリも積もれば」で、全体的には巨額であることは間違いないであろう。下沢のまとめを振り返る形で言えば、第三期までのNGOの活動では、たとえどれほど「意識化」が進もうと、実際に村部貧困層の手に回る現金の量は地域の権力構造を揺るがすほどのものには到底なり得なかつたのである。ところが、第四期が進展するにつれて、状況は大きく変貌を遂げていったのではないか。それまで経済的に言わば首根っこを押さえられていた人々だが、重石が取れば、以前のようには言いにならない、そ

んな傾向も生まれよう。⁽²⁷⁾

もう一つ考えなければならぬのは、マイクロ・クレジットをもたらす側の持つ意味である。以前であれば、村部での有力者は限られていた。俗なる有力者としては、各バリ(父系親族集団を核とする集住集団)ごとにプロダーン(長)がおり、その上のパラ(地区・自生村)ないしグラム(ムラ)にはマタツボル等と呼ばれる実力者がおり、その上の行政村に当たるユニオンまで見ればユニオン議会議員や議長(事実上の行政村長)がいる。聖なる有力者としては、ほとんど全てのグラム(場合によってはパラ)ごとにモスジッドがあり、そこにはイマームがいる。⁽²⁸⁾しかし、ユニオン議会議員や議長は、あるグラムのマタツボルと重なるのが普通であるから、実際には地域有力者の数は限られたものでしかない。いずれにしても、ごく大まかに言えば、そうした有力者たちが、それぞれ自分の持つ影響力の大小に見合った規模の範囲の人々に影響力を行使する、こうしたパターンが一般的であった。彼らの影響力の根拠は、個人的魅力、議論の巧みさ、家柄、村内外の人脈、宗教的熱心さ等々、多様な要素が考えられるが、やはり何よりも大きいのは経済力である。⁽²⁹⁾

そこにNGOが登場する。ある時は衝突し、時には妥協しつつも、NGOは地域の人々(特に地域有力者層)と協調する道を模索してきたし、地域有力者の側も、一時期は反発しつつも、地域の権力構造を大きく変化させない限りにおいて、次第にNGOとの共存の道を選ぶようになった。当初NGOが行った活動内容を見ても、再び下沢のまとめを援用して考えるなら、①緊急救援活動であり、②貧困層住民の相互扶助グループ結成への働きかけ(広くは意識化)であり、③活動は多様(識字、人間開発研修、保健衛生等々)であったが、それらはいずれも以前からの地域における権力構造を大きく変化させるものではなかった、と断定して大きな誤りはあるまい。それゆえ、一部で軋轢が生じたとしても、大部分の場合、このような形でNGOの存在が定着していった。

ところが、マイクロ・クレジット方式が普及するにつれて状況は一変する。先に触れたように、地域有力者の影響力の根拠は、先ず何よりもその経済力にあった。逆に言えば、経済力を持つ存在は、表面上どうであるかは別として、潜在的には有力者であった。他方、マイクロ・クレジット導入以前のNGOは、地域外からやって来て地域の貧困層に何やらゴソゴソ働きかけをする得体の知れない連中ではあっても、それ以上の存在ではなかった。しかし、マイクロ・クレジット方式が普及・定着するに従い、NGOが巨額の資金提供者として人々の眼前に立ち現れる。NGOの側が意識していたか否かはともかくとして、結果的にNGOは階層を問わず地域の人々からは潜在的有力者として認識されるようになってしまった。あえてどぎつい表現をすれば、NGOは新興の地域ボス化し、伝統的な地域有力者層の対抗勢力になったのである。⁽³⁰⁾

それまでの地域における権力構造を、少数の地域ボスが相互に対抗しつつ一時的均衡を保つ、という形で表現してみよう。マイクロ・クレジット時代のNGOの存在は、その形を大きく変えることになった。すなわち、地域の人々を挟んで在来の有力者層全体とNGOとが対抗しつつ均衡を保つ、という形に権力構造が変化したのである。

結局、マイクロ・クレジットの普及・定着により、二種の異なる権力構造変化が同時に生じたことになる。すなわち、世帯内での権力構造変化と、地域社会における権力構造変化である。前者の場合、相対的な地位上昇により、新たに台頭してきたのは「女性」であり、後者において新たに台頭してきたのは「NGO」であった。NGOが下沢の整理による第四期のマイクロ・クレジット時代（下沢の言葉では「小規模無担保ローン時代」）に突入したのは一九八〇年代後半であるが、その規模が拡大し、社会に浸透していった影響が明らかになったのは一九九〇年代に入ってしまったからである。⁽³¹⁾

ここで筆者は一つ仮説を暫定的に提示してみたい。すなわち、マイクロ・クレジット時代になったNGOの活動の影響により、多くの地域で二重の権力構造の変化が生じ、または実際にそうした変化が生じていない場合でも旧来の有力者層がそうした変化の可能性を察知し、それに反発する動きの一形態として一九九〇年代前半になり「フォトワ」関連事件が生じているのではないか、というものである。⁽³²⁾そこには先に言及したような女性の活動領域拡大の問題もからむから、当然、「フォトワ」の対象となるのは、先ず第一に「女性」であり、次いで「NGO」ということになる。ただし、話はこれだけに留まらないようでもある。なぜなら、この仮説だけでは、反発の一形態とはいえ、なぜ「フォトワ」という形で表面化したのかを説明することにはならないからである。もう少し広く状況を眺めてみよう。

3-3 NGO批判

社会各層での激しい反発や政府の介入・妨害にもかかわらず、NGOは規模を拡大してきた。⁽³³⁾この背景には、3-1項の冒頭で記したような同国における援助をめぐる構造的問題、とりわけ公的セクターの非効率や不正の問題が横たわっている。逆に言えば、そうした問題があるからこそ、NGOは急激に規模を拡大し、影響力を増すことができたのである。一部の巨大NGOは同国の第二の政府と呼ばれるほどになり、そうした巨大NGOの正規職員になることは、まるで有力外国企業に就職したエリート・サラリーマンのようなものと自他共に認める状況がある。巨大NGOは首都ダッカに同国最大級の本部ビルを建設し、結果的に日々、人々の目にその規模と権力を誇示している。

当然、そうしたNGOの突出ぶりに対して批判する声も出てくる。法務大臣の「多くのNGOがあるが、(中略)、ある人々はわが国の困窮した人々の悲惨さを売ることで富を得ている」との発言や、⁽³⁴⁾農業大臣の「NGOの活動に透明性とア

カウンタビリティーを確立しなければならない」との発言は、⁽³⁵⁾単に一部政治家の政治的思惑から発したものと見え、むしろ多くの人々の漠然と抱いている感情を政治的な場で吐露したものと考えるべきであろう。だからこそ、農業大臣の発言を受けた新聞の社説で、「大臣のこうした発言は、(中略)、一部のNGOが大衆の精査から守られ国の法に縛られていない(ようだ)とする一般の感情を考慮した、時宜にかなったものだ」との意見が出てくるのである。⁽³⁶⁾

だが、NGO批判にはそれだけで留まらない側面がある。最近『ジヨノコント』紙に三日に渡り、NGO批判に対する異例の長文の反論が掲載された[Minsur 1999]。⁽³⁷⁾ただし興味深いのは、反論の方よりも、反論の対象となったNGO批判の内容である。曰く、「多くのNGOは必要な許可なしに外国から得た資金を銀行から引き出している」。曰く、「多くのNGOの上層幹部たちは多額の資金、自動車、家、アパート等の所有者となりつつある。(中略)。その人々(貧しい人々)を見せつけて外国から資金を引き出したのに、当のその人々のためには相対的にごくわずかしか使っていない」。曰く、「口では人々の世話をすることを言っても、実際には西(欧米諸国)の望む民営化の状態を急がせる目的でNGOは努力を拡大してきた」、等々。多くの点が指摘されているが、要は、①NGOは貧しい人をダシにして私腹を肥やしている、②NGOは欧米諸国の手先になっている、の二点に尽きる。個々の批判はかなり誇張されており、一部は明らかに誹謗中傷ではないが、しかし、筆者の知る限りで言えば、NGO関係者以外の多くの人は、地域・階層にかかわらず、実はこうした不満を漠然と抱えている。この批判の①が先に挙げた大臣たちの言説と一致するのも、こうした事情を物語っており、だからこそNGO側が反論するのが分かっていながら、新聞もあえてこの類の批判的論評を掲載したのであろう。

ところで、問題は「NGOは欧米諸国の手先」と断罪する批判②の方である。これは根も葉もないでつち上げだろうか。まず確認しなければならないのは、実際問題として大部分のNGOの活動資金は圧倒的に欧米先進諸国から流れてくると

の現実があることである。⁽³⁸⁾ その結果、それらのNGOは常にドナーである欧米先進諸国の意向を無視できない。具体的に言えば、「効率」であり、(国内に向けてではなく) 欧米のドナーに対する「透明性」確保であり、さらには欧米的な価値観(特に、「人権」、「平等」、「ジェンダー」等)もある。これら欧米的価値観に基づく欧米の意向を体现した側面が、バングラデシユのNGOには強く感じられるのもまた当然と言え⁽³⁹⁾ば当然である。その結果、それらのNGOとリベラル・ジャーナリズムや知識人・文化人が結びつくのは容易に想像できよう。多くの場合、地方で発生した「フォトワ」事件をいち早く中央へ伝えるパイプ役を演ずるのは、新聞社の地方通信員よりもむしろ現地で活動するNGO関係者であり、それを受けて反「フォトワ」の声を挙げるのは中央のNGO連合組織(具体的には「ADAB」と人権団体・女性団体に集う文化人や知識人で、さらにその動きを報道して人々の注意を喚起するのがリベラル・ジャーナリズム、との構図があるのもまた事実なのである。

同時に、政治経済的には、世界的に広まるWTOの枠組、IMF路線(いわゆる構造調整政策)や新自由化(規制緩和・撤廃、自由競争の押し付け、民営化、経済のグローバル化等)の波がバングラデシユにも及びつつある。果たしてこれが偶然であったのかどうかは議論のあるところだろうが、ともかく一方にNGO急拡大とそれを支援する欧米ドナーという事実があり、他方に経済のグローバル化のもたらす熾烈な状況があるとすれば、この両者を重ね合わせて、先のNGO批判の中にあつたように「西(欧米諸国)の望む民営化の状態を急がせる目的でNGOは努力を拡大してきた」との言説が出てきたのは、むしろ当然の成り行きだったとも言える。

だが、これだけではなぜ「フォトワ」がNGOを対象とするのか、まだ明らかになつたとは言えない。NGOに関しては、実はもう一つ重要な事実があるのである。国別に見ればNGOに資金を提供しているのは欧米先進諸国だが、それら

の国々はほぼ一様にキリスト教国である事実はバングラデシュでも多くの人々に知られている。しかも、各国政府を除くNGOへの資金提供団体を見ると、上位に並ぶのは圧倒的にキリスト教色の強い団体ばかりなのである。⁽⁴⁰⁾ イスラームにせよヒンドゥーにせよ常に宗教を強く意識している、と言うよりも、宗教が生活と不可分のバングラデシュでは、こうした事情を多くの人が十分（時には十分以上）に認識している。これが言わば「知識」であるとする、それとは別の要素がある。大部分のNGOは、たとえドナーが宗教色の強い団体であったとしても、もちろん実際の活動には一切それを反映させない。しかし、たとえ事実がそうであったとしても、何の意図もなく全くの善意だけで自分たちとは無関係な貧しい人々のために果たして誰が金を出すのだろうか、との素朴な疑念が人々の脳裏からなかなか去らないのは無理からぬとも言える。では、あるとすればその「意図」とは何なのか。隠された「意図」を求めて止まないモヤモヤとした「疑念」を、すでにある「知識」に重ね合わせれば、一部の人々の脳裏に一つの構図（ある意味では邪推）が浮かび上がるのはそれほど難しいことではない。それを端的に示す言葉は、再び「フォトワ」事件の中に見出せる。「NGOが運営する（ノン・フォーマル教育の）教育センターに子供たちを通わせれば、子供たちはクリスチャンになってしまふ」から、子供たちを通わせることは罷りならぬ。⁽⁴¹⁾ あるムッラー（モウラナ）の出した「フォトワ」の言葉は、余すことなく一部の人々の脳裏に浮かんだ構図（勝手に創り上げたNGOの「意図」）を示している。⁽⁴²⁾

先に前項（3―2）で村部地域社会における「俗」なる権力の揺らぎがある可能性を指摘したが、ここで挙げた一部の人が抱く疑惑が意味するのは、同じ地域社会の「聖」なる世界への挑戦である。しかも、今度の問題は地域の旧来の有力者にだけ関わるのではない。階層を問わず、「イスラーム」という人々のアイデンティティーの根幹に関わる問題である。当然、反撃するのも「イスラーム」によってだ。

こうした状況を念頭において、先ほどの仮説を練り直してみると、次ぎのようになる。人々が漠然と共有するNGOに対する疑心暗鬼（とりわけキリスト教との関連）を利用して、マイクロ・クレジット時代になったNGOの活動により揺るぎつつある（揺るぐ可能性がある）権力構造を立てなおすために、フォトワバジたちが「イスラーム」の用語で語る言葉の結実、それが「フォトワ」なのではないか、と。だが、果たしてこれだけなのだろうか。バングラデシユにおける最近のイスラームはどのような状況にあるのか。人々にこうした対応を取らせるような何か特別の素地でもあるのかどうか、次ぎにこれが問題になる。

4 バングラデシユにおける近年の「イスラーム」をめぐる状況

「フォトワを強いる『自らを浄めるための幾つかの事』という題の本がある。（中略）この本を禁止するよう、ダッカの中央首都治安司法廷に訴訟が起こされた。（中略）著者は、女性が勤めに出るのはハラム（禁止）である、と記している。（中略）著者は自らをサウデイ・アラブの市民権保持者であると主張し、長い間サウデイに住んでいたとも記している」。

これは最近ある新聞でなされた報道である。⁽⁴³⁾ここでは、「フォトワ」を強いる内容の本が出版されており、自分の主張を権威付ける目的から、著者はサウディアラビアの市民権保持者でありサウデイに長期居住していたと自己紹介していることが確認できる。サウディアラビアといえば、イスラームの聖地守護者と自認し、多くのムスリムからも一種特別の存在と認められている国である。ただ、バングラデシユの場合、旧英領植民地時代から印パ分離を経てバングラデシユ独立に至るまで、サウデイに限らず中東イスラーム地域全体がやや特別な存在であった。⁽⁴⁴⁾では、現代のバングラデシユにおい

て中東イスラーム地域との関係はどのようなものだろうか。

4-1 中東イスラーム地域との関連

宗教は、言うまでもなく信仰であり精神世界の問題であるが、他方では同時に複数の人間が関わるものである以上、コミュニケーションの問題でもある。コミュニケーションの最も原初的かつ基本的な形態は、人が相互に接触して「見聞き」し、結果的に見聞を深めることであろう。その際、全体として見れば、実際に行き交う人の数が重要な意味を持つことは言うまでもない。イスラームに関してバン格拉デシュと中東地域の関連を考える場合、つい見落とされがちだが実は極めて重要な意味を持つのが、この人の交流である。ただし、その形態は一風変わったものであり、近年では何よりもまず「出稼ぎ」だった。途上国から海外への出稼ぎと聞くと、行き先には先進諸国を想像しがちであるが、バン格拉デシュの場合、それよりはるかに重要なのが中東イスラーム諸国なのである。

バン格拉デシュ統計局の公刊資料に拠れば、一九八四年に中東イスラーム地域の国々へ出稼ぎに出た人の数は五万数千人でしかなかったが、一九八九年には一〇万人を超え、一九九六年には二〇万人を突破し、一九九七年には二二万人以上⁽⁴⁵⁾ になっている。バン格拉デシュの人口は、現在一億三千万人前後と推定されるが、それに対して二〇万人程度なら大したことではないように考えがちである。しかし、これらの数値は、その年にバン格拉デシュから同地域に向かって出発した人々の数である。出稼ぎは大体が三年程度の期限付で、更新してもせいぜい一・二回程度であるから、通常は三〜六年で帰国し、その多くは出身地ないしその近隣の小都市に戻って行く⁽⁴⁷⁾。すると、これまでに一体どれだけの人が、自分自らの肌で中東イスラーム世界を体験し、その体験を出身地の家族や近隣の人々に伝えているか。管見の限り統計は見当たらないが、

上記の数字を基に考えれば、少なめに見積もっても累積で一〇〇万から一五〇万人にはなるはずである。⁽⁴⁸⁾ こうなれば話は別であろう。

中東地域への出稼ぎ帰国者が重要な意味を持つのは、単に彼らの見聞に留まらない。その一部は中東地域に出稼ぎに行ったことで熱心なムスリムと化し、熱心なムスリムにはならずとも、例えばサウデイに出稼ぎに行った者の多くはメッカ巡礼を果たしてハッジの称号を得、イラクに出稼ぎをした者(湾岸戦争以前は多かつた)の多くはカルバラー巡礼を果たす等、彼らの多くがイスラーム聖地を巡礼してくる結果、彼らはその出身地で「聖なる」地位上昇を果たす。⁽⁴⁹⁾ さらに、大部分の場合、彼らは自主的に(多分に周囲の妬みを和らげる目的もあるが)稼いできた資金の一部を地元モスジの運営資金や新築・増改築資金として寄付するので、結果的に地域における彼らの聖なる地位は一層上昇する。

他方、バングラデシユからのハッジ参加者は一九七〇年代には毎年せいぜい数千人程度であったが、一九八〇年代半ばに二万人台に上昇し「佐藤一九九〇・九九」、それ以後もほぼこの線を維持しているようである。⁽⁵⁰⁾ ハッジ以外にも、巡礼月以外のメッカ巡礼であるウムラ(ベンガル語表記の発音ではオモラ)を果たす人々は多く、これらも中東地域との関連、とりわけ同国の人々にとつてのイスラームを考える上で重要なポイントである。

中東イスラーム地域との関連はこれに留まらない。この地域の具体的にはサウディアラビア、リビア、イラク、イランを初めとする国々からバングラデシユには、特に宗教関連事業に多額の資金が流入していることも同国では周知の事実である。⁽⁵¹⁾ 他方、中東諸国からバングラデシユへの投資もあり、その逆にバングラデシユのビジネスマンが中東諸国との間を頻繁に行き来する姿も目立つ。⁽⁵²⁾ 最近クリントン米大統領がバングラデシユを訪問した際、ウサマ・ビン・ラーデンとバングラデシユのつながりが浮かび上がる報道がされ、⁽⁵³⁾ また、チェチェン紛争でのバングラデシユ傭兵参加が取り沙汰された

りしているのも、⁽⁵⁴⁾こうした背景を考えれば決して荒唐無稽な話ではなくなるだろう。ただし、一足飛びにそこまで話がつながるわけではなく、間を繋ぐものに目を向ける必要がある。

4-2 宗教教育の広がり

バン格拉デシユでは、独立直後こそ旧西パキスタンへの負担を追求されてイスラーム原理主義勢力は一時背後に引いたが、その後徐々に表に出始め、エルシャド元大統領が現職であった一九八〇年代には彼の政治的な思惑もあり、政治の表舞台に完全復帰を果たした。しかし、それ以上に重要なのは、そうした機会を捉えて、宗教勢力が行政、特に教育や情報分野の行政組織の中で力を得たとされることである。⁽⁵⁵⁾この結果、宗教教育（イスラームのみ）は大幅に拡充され、中等学校（Secondary school）では必修化されたし、ユニセフが同国の教育レベル全体の底上げを目的として提供した資金の一部が、マドラサに流れる現象も生じた。マドラサは、通常の学校教育と重なる部分もあるが、基本的にはイスラームについて深く学ぶところであるから、これを単なる教育機会の拡大とは言いがたいであろう。

その一方で、どの程度の公的助成がなされているのか疑問だが（一説には、公的に設立されたマドラサは同国全体で二校しかないという）、マドラサの数は着実に増加している。中等学校相当のダキルの数は一九七五年に九四九校であったのが一九八六年には二八二四校、一九九六／七年には四四八七校に急増し、その学生数も一九七五年には約一二万人であったのが、一九八六年には約四〇万人になり、一九九六／七年には実に約一三〇万人に達している。⁽⁵⁶⁾学士課程に当たるファジルでさえも一九七五年には三九九校（学生数約一〇万人強）であったのが、一九八六年には六二二校（約一六万人）、一九九六／七年には八九九校（約三五万人）に膨れ上がっている。⁽⁵⁷⁾

マドラサに通う学生、特にマドラサの高等教育課程に通う学生には、普通教育を受ける学生に比べて特徴的な点が見られる。村部の場合、村の最上層に属する世帯の子供たちは、基本的に最初から普通教育を受け、高等教育にまで進む割合も高く、特に男子で優秀な学生は都市部の大学やカレッジに通って、可能ならばそのまま都市部で就職し、都市居住者となる傾向が顕著である。また、村部に残る場合も、村の最上層として地域の俗なる世界の有力者になろうとする。これに對して、マドラサに通う学生の多くは、村でも中の上からせいぜい中層に属する世帯の子供たちで、イスラーム教育を受けて地域のモスジッドのイマームになることを多くは目指している。つまり、地域社会における聖なる世界での地位上昇を目指す傾向があるのである。また、仮にそうならない場合でも（この例の方が多いのだが）、マドラサ卒業生の多くは都市部ではなく村部に留まらざるを得ない。なぜなら、マドラサのカリキュラムの特徴（偏り）のため、彼らは普通教育を受けた学生に比べて一般教科の面で明らかに劣るから、一般の高等教育に進学しようとしても合格の可能性は低くなり、仮に合格できても試験での席次は大幅に下の方になる。したがって、都市部で一般企業や公務員等に応募しても、書類選考の段階で刎ねられてしまう可能性が高くなるをえない。同時に、子供の頃から一般の子供たちに比べれば格段にイスラームになじみ、しかも、マドラサの教師の多くが宗教的には保守的であることから、彼らの考え方や態度も保守的かつイスラーム原理主義的なものと親和性を持つ傾向が顕著になることも、一層そうした都市的生活への参入可能性を狭めてしまう。なお、彼らの場合には、イスラームにより深くなじむことから一般の学生に比べて中東イスラーム地域への親近感も強く、同時に上述したような国内都市部での参入可能性が低いこともあり、マドラサ卒業後に中東イスラーム地域に出稼ぎに出る例も多いようである。

近年、バングラデシユでも教育重視の傾向が顕著になり、二〇〇〇年には（学齡期児童）全員への教育も目標にされて

いる。その際、多くの人の目は普通学校教育にのみ注がれがちである。しかし、忘れてならないのは、平行してマドラサ教育も大幅に拡充しているという事実であり、その結果、以前とは比べ物にならないほど多数の「イスラーム」に造詣がある人々が増えているという事実である。⁽⁵⁸⁾ これらの人々は、モウラナ、ムッラー、モウロビ、フズールと呼び名は異なれ、聖なる権威を帯びた有力者またはその候補者として地域社会で大きな意味を持つようになっていたことを我々は記憶に留めねばならない。2—2項で、「フォトワ」事件においては事由ごとに処罰がパターン化されていることから、いずれの事例においてもフォトワバジたちの中にはある程度シャリーアに通じている者が含まれる可能性が高いことを推測したが、そのような「イスラーム」に造詣がある人々の広範囲な広がりには、ここで指摘したマドラサ教育修了者急増の結果であると考えられる。

4—3 裾野の広がり多様化

これまで言及したのは、マドラサと言っても、統計局の統計に出てくるダキル以上の課程のものだけである。しかし、マドラサには、それ以下の課程、普通教育で言えば小学校課程に相当するエブテダイー (*abtdaiye*)・マドラサがある。この課程については、一九九三年時点で学校数一万六二二四校、生徒数一九一八三二〇人、教員数五万八四八五人との報告がある [AHMED 1996:131]。同年の普通小学校数四万九九四二校、生徒数約二二〇〇万人であるから [BBS 1996a: 300] 学校数にして約三割強、生徒数で約一五%に相当する大変な数である。

同時に、同国ではモスジッドの数が増加している。一九八五年刊行のモスジッド・センサスでは全国で約一三万あるとされていたが、⁽⁵⁹⁾ その後も、都市部であると村部であるとを問わず、続々と増えている。モスジッドの増加は、そこへ礼拝

に通う人々にのみ関係するのではない。より重要なのは、大多数のモスジッドが、早朝ないし夕方にはモクトブ(一種の寺子屋式コーラン学校)としてイスラーム教育の場になることである。特に村部においては、普通小学校教育を受ける以前ないしそれと平行してモクトブに通うことが普通であり、小学校に通えなくともモクトブにだけは親が通わせる場合も珍しくない。これには、必要とされる物がほぼコーラン(または抜粋集)だけであり、さらにモスジッドのイマームがイマーム職に付随する半ば義務として教師役を務めるから、原則的に無償で学べる、との事情も手伝っている。ただし、この場合に「学ぶ」とは「丸暗記」とほぼ同義だが。

エブテダイー・マドラサやモクトブの数の多さを問題にするのは、単にイスラームの広がり強調したいがためだけではない。その卒業者や修了者は、言うまでもなくイスラーム的イデオロムに親しんでいる。しかも、その親しみ方は、論理的なものであるよりは、極めて情緒的傾向が強くなるを得ない。なぜなら、そこで得られる「教育」がコーランの丸暗記中心のものであり、いかに「覚えたか」「頭に刷り込んだか」が問題であつて、それ以上にはなりようがないからである。そうした彼らが自ら発信者になるのはかなり難しいが、彼らの役割は別にある。彼らは、言わば「語りかけられる側」なのである。しかも、丸暗記の結果ではあれ彼等は「知識」を得た。したがって、伝統的な「常識」としてのイスラームではなく、「知識」としてのイスラームの言葉に彼等は反応するのではないか。

先にマドラサ急増、従つてマドラサ教育を受けた卒業生の急増を指摘した。そして彼らの聖なる世界における影響力の可能性を指摘した。当然、彼らは「語りかける側」であり、その言葉は「知識」としてのイスラームに満たされている。彼らの語りかける「イスラーム」的イデオロムに満ちた言葉が、動揺しつつある(少なくとも、そう感じている)権力構造に危惧の念を抱く俗なる在有力者の「実力」と合体して格段に力を増し、それに多くの「イスラーム」的イデオロム

になじんだ受け手（語りかけられる側）が呼応すれば、その力は一層増幅される。大幅に数が増えた「語りかける側」の人々が、「力」に裏打ちされた「聖なる」言葉を操って、あちこちで声を挙げる。もちろん、そうした言葉はしばしば空回りするであろう。しかし、時には不幸にもその種の言葉が受け止められてしまう場合がある。すると、そこには語りかける側（聖俗二者）と語りかけられる側との合計三者が「相互協力関係」に立って織り成す歪んだ表出が現れるであろう。それが「フォトワ」なのではないのか。

5 「グローバリゼーション」⁽⁶⁰⁾

5-1 マドラサ急増の背景と相反する動き

先にクリントン米大統領がバングラデシュを訪問した際にウサマ・ビン・ラーデンとバングラデシュのつながりが報じられたと記した。しかし、この話しが報じられるかなり以前から、バングラデシュ国内ではウサマやアフガニスタンのタリバンの影がちらつく事件がいくつも報じられている。特に多くの人に衝撃を与えたのは、現代の同国を代表する詩人シャムスル・ラフマンに対する襲撃事件であった。事件の捜査を進めるうちに、意外な事実が浮かび上がった。同国の四二一ものグッチュ・グラム（土地なしの人々を定住させる目的で設置した集落）にあるマドラサの校長たちに、「苦しむ人々の僕インターナショナル、バングラデシュ」を通じて、毎月二〇〇〇タカが支給されていたのである。この組織は、いくつかの経路を経てウサマから毎年一〇〇〇万タカ相当の資金を受け、それを基に校長たちに資金提供していたが、その際、校長たちには将来のムジャヒディンをリクルートし訓練すべし、との交換条件が提示されていたというのである。⁽⁶¹⁾「苦しむ人々の僕インターナショナル、バングラデシュ」は、明らかにイスラーム系NGOであろう。

フォトワバジ・NGO・イスラーム（高田）

これは、バングラデシュの実情を踏まえた上で、実に巧妙に考えた手である。通常グッチュ・グラムには学校がない上に、貧しい世帯だけが集められているから、親が子供を近隣集落の学校に通わせたくとも、経済的・社会的に困難な場合が多い。そこに小規模なマドラサを建て、給料を支給して校長を配置し、子供たちにはコーラン学習を中心に読み書きを無償で学ばせると宣伝すれば、村中の子供が集まるはずである。マドラサ卒業生も急増しているから、ダキル（中等課程）やアミル（高等課程）修了者程度なら、村部でも校長（という名の一人教員）のなり手にはこと欠かない。彼らに短期間の教育トレーニングを施し、後は資金提供を通じて操れば、全て自動的に動いて行くであろう。

別の報道は、同国の全土でマドラサ、モスジッド、モクトブ、孤児院の建設を行う形の社会サービスを提供している。「アル・マカジュル・イスラミ」と称するイスラーム系NGOの代表者が爆弾事件がらみで逮捕された、と伝えている。⁽⁶²⁾そこには資金源が記されていないが、ほぼ間違いなく中東イスラーム諸国ないし同地域出身者の提供であろう。伝統的にモスジッドやマドラサはワクフにより建設運営される例が多いが、⁽⁶³⁾近年ではイスラーム系NGOが関わる事例も多くなっているようである。先に挙げたモスジッド急増やマドラサ（特にエブテダイー・マドラサ）数の多さは、こうした事情ともからんでいるのである。マドラサに関する限り、教育機会拡大という意味で無償の教育提供は本来高く評価されるべきであろうが、ウラに隠れたこのような実態を考えると、そう評価するには躊躇せざるを得ない。当然、こうした動きが活発になつていく背景には、バングラデシュもまたグローバリゼーション時代に突入していることを考えなければならぬのは言うまでもない。

他方、こうした動きは全く無抵抗で進んでいるのではない。特に都市の高等教育を受けた人々を中心とするリベラル層からは厳しい視線が注がれている。最も典型的なのはマドラサ批判である。「バングラデシュには、イスラーム教育に代わつ

て反イスラーム的行為や中世的なだましの手口で学生たちを抑圧している、そんなマドラサが多数ある。多くのマドラサの行為は不可思議な暗闇の中に沈んでいる」との声は、⁽⁶⁴⁾リベラルな人々にほぼ共通した見方であろう。マドラサのカリキュラムを変更して普通教育に近づけるべきだとの意見等、変革を迫る声は多い。しかし、その一方でますますマドラサは増え、卒業者も増えている事実がある。これには、マドラサが限られた範囲でしか公的支援を受けられず、その資金の多くを外部、特に中東地域からの「援助」に依存しているため、政府も介入しづらい、との現実的な事情があるのは間違いない。しかしそれよりも、イスラームに関することに世俗の権力や勢力が口をはさむべきでないとする考え方（感覚）を、一部のリベラル層を除き、都市であると村部であるとを問わず大多数が共有している、そうした事情による方が大きいのではあるまいか。

5-2 グローバリゼーションの光と影

一九九〇年代に入り、バングラデシュでは軍政・半軍政から民主主義政権への移行が起こり、その流れが定着した。偶然か必然的かは分からないが、時間的には呼応するように、世界的な経済自由化の波をかぶり、同国経済も急激な開放路線を取り始めている。その結果、人の動きが加速し、社会的・文化的にも交流は活発化しつつある。特にここ数年、バンラデシュでも都市部を中心に衛星放送が浸透し、一部では急激にコンピューターが普及するなど、国外の情報が急速に流入するようになった。通常、そうした動きについては経済的な側面にばかり焦点が当てられるが、グローバリゼーションは経済だけに留まらず、あらゆる局面で変化は生じ得る。

本稿で取り上げたフォトワバジの問題は、まさしくこうした時代だからこそ発生したと考えられる。グラミン・バンク

の「成功」を受け、大多数のNGOがマイクロ・クレジット一辺倒の方針に転換し、それを有望な「開発」可能性と考え、て外国のドナーや国際機関が協力に後押しした結果、NGOの村部地域社会での影響力は以前とは比較にならないほど広い範囲で大きなものに急成長する。こうした急激な変化は、一方で世帯内の権力構造を揺るがせ、他方では地域社会の権力構造に揺らぎの可能性を生み出す。もちろん、本稿では取り上げなかったが、ここには急激に広まった教育の影響を考えないわけにはいかないだろう。だが、普通教育だけ拡大したわけではなく、マドラサに代表される宗教教育も急激な拡大を遂げていたのである。しかも、その裾野は広く、浸透の度合いは村部で大きかったと考えられる。この結果、村部には以前と比較にならないほど多数の「イスラーム」に造詣の深い人々が根付くようになり、同時に彼等の言葉に耳を傾けるだけの素地を持った人々も増加した。ここで重要なのは、彼らは必ずしも伝統的な田舎のムスリムとは重ならなかったことだ。しかも、彼らの急増の背景には、一方に現実の中東と「本場」のイスラームとに触れた人々の急増があり、他方に中東地域からの資金と思想との流入があるが、そのいずれもやはりグローバル化した世界でこそ始めて可能になった動きなのであった。それらの動きが奇妙な形で合体し、「フォトワ」が生まれたと考えられる。だからこそ、一九九〇年代、それも一九九三年以降にこの事件は急浮上し、定着したのであろう。

バングラデシュのイスラーム原理主義政党ジャマアテ・イスラミ・バングラデシュ（バングラデシュ・イスラム党）とインドのBJPを例に引きつつ、イスラーム原理主義とヒンドゥー・ナシヨナリズムとの奇妙な親近性を指摘して、佐藤宏は次のように述べる。「この二つの運動は、国家と宗教の分離を認めず、領域国家の範囲をはるかに越えた、聖地を中心とした空間意識をもち、宗教を言語や民族に優先させることにおいて共通している」。「その帰結として、この二つの運動はともに、自己の内側の矛盾をみつめる視点を欠いているかにみえる。ジェンダーへの視点の欠如はその典型」だ、と

言うのである。⁽⁶⁵⁾ 本稿で取り上げた「フォトワ」事件には、こうした動きと重なる部分が多いように思えてならない。それは「草の根の原理主義」の噴出であるがゆえの重なりと言い替えても良い。だが「フォトワ」事件は、原理主義政党のような都市部での動きとは異なり、村部で生じている。結局「フォトワ」事件とは、ベクトルは全く異なるがグローバル化という意味では通底する強い圧力が狭い一つの地域社会にかかった結果、そこに生み出された不幸な「徒花」だと思われるのではないのである。

(1) 本稿では、本来の形のフォトワと区別するために、この新しい形のもを「フォトワ」とカッコ付きで表記する。以下イタリック表記は主にベンガル語の、一部はアラビア語等の、ローマ字転写である。なお、本稿におけるベンガル語他の用語の表記については、高田「二〇〇〇」の方式に倣う。

(2) 実際に遺体をムチ打ったかどうか、記事の記述では必ずしも明らかではないが、後に言及するこの記事に関する投書の投書者は、実際にムチ打ったと理解しているようである。

(3) ションバド紙一九九九年二月三日の記事“*Kabare 101-ti dorarā mārleo e pāpa mochana kobe nā*”から、抄訳。

(4) ヒッラとは、イスラーム法上の離婚と再婚の規定により、3回の離婚宣言により正式に離婚が成立した後、男性が元の妻との再婚を望む場合の手續きである。概略は飯森嘉助「離婚」「日本イスラーム協会一九八二・三九九」参照。バングラデシユでのシャリーア解釈によるヒッラについての解説は CHOWDHURY [1999a] を、バングラデシユのムスリム家族法との関連からヒッラについて論じたものとしては CHOWDHURY [1999b] を、それぞれ参照のこと。ただし、通俗的ヒッラ解釈は、タロク（離婚）の場合と同様に多様であり、必ずしもこれらの通りに行われているわけではない。

(5) ここでは一種のムラ裁判の意。その本来のあり方と変化については、高田「二〇〇〇」参照。

(6) ションバド紙一九九九年二月一日の記事“*Fatowādjader kāche nā hāyāni minārd*”, 及びジョノコント紙一九九九年二月一五日の署名記事“*Begum Rokya-r pāyārābanda grāme ekhāno chāāche fatowādjī*”より、部分的に抄訳。

- (7) 実際にはそれほど成果を挙げていないようだ。都会では一夫婦当たりの子供の数は確実に減少しているが、村部ではまだまだである。こうした事情については、高田「一九九三」参照。
- (8) ションバド紙一九九九年一月二二日投書欄掲載の“*Fatowabaji prasange*”。なお、この投書は記名で住所も記されているが、ここではあえて提示しない。
- (9) ジョノコント紙一九九九年一月一〇日の投書“*Ahetuka fatowabaji kema?*”参照。
- (10) ションバド紙二〇〇〇年一月四日の記名による特集記事“*Akhbar Hosen, “Bish shather serā ghatanā serā mānus : nūrī : Mary Curry, Begum Roketā, Helen Keller”*による。一部紹介すると、「ベグム・ロケヤ(一八八〇—一九三二)・ムスリム女性解放運動の創始者。ロングプール県パイラポンド村生まれ。正規の教育を受けなかったが、独学でベンガル語、ウルドゥー語、ペルシャ語、英語の読み書きを習得。一九〇九年、夫に死別後、ソーシャルワーカーとして、特に女子教育の提唱者として活動を開始。一九一一年にはカルカッタに出てシャカワット記念ウルドゥー小学校を創設。(中略)。ムスリム女性がまだ教育を受けられず虐げられていた時代に、カルカッタの各地区を訪ね歩き、自らの学校への入学者を募る傍ら、社会でのムスリム女性の権利確立のため、一九一六年にはカルカッタ市にムスリム女性協会を創設。ムスリム女性の教育、労働機会、法的権利確立のため先頭に立つて働く」となっている。
- (11) 英文で読める「フォトワ」事件の事例には、*Women* [1996: 40-43, 83-95]がある。
- (12) 多くの記事には、読者の関心を引こうとするためか、センセーショナルな見出しが付けられ、中には見出しと異なる内容の報道まであり、判断に苦しむものも多かった。しかも、ここで行った分類では複数項目に渡る記事も多く、筆者の理解不足による誤解もあろうかと思う。しかし、そうした限界を考慮しても、大体の傾向は把握できようであろう。
- (13) ただし、同一の事件について複数報道や続報があった場合や、(稀な例だが)その事件に関連してフォトワバジ側が処罰を受けた場合の報道等もこの項目に加えているため、報道されている範囲内の事件の実数はもっと少ないことに注意したい。これは他の項目でも同様である。
- (14) アハマディヤは、前世紀に旧英領インド北西部で創始されたイスラーム系宗教集団。パキスタンでは彼らの信仰は反イスラームであるとの認定を受けているが、バングラデシュでは、まだそこまでは至っていない。

- (15) Begum and Ali [1997: 214-7] に収載されている二つの新聞記事参照。
- (16) 同資料の提供と、それを利用した論考の執筆許可について、『アイン・オ・シャリーシュ・ケンドロ』には格別の配慮をいた
だいた。特に記して感謝の意を表する。
(I express my gratitude to "Ain O Sharish Kendra" for their preparation of the statistics on "Fotwa" cases and for their kind
permission to use the data.)
- (17) 「ブラモンバリア事件」は、バングラデシュ東部の町ブラモンバリアで一九九八年二月八日に発生した、イスラーム原理主
義団体によるNGO事務所や市民運動の集会に対する襲撃事件。この事件は、その後大きな社会的関心事としてNGO側、原理
主義者側、双方の側からの激しい応酬を引き起こし、二〇〇〇年に入ってもまだ決着がつかっていない。
- (18) タスリマ・ナスリン事件の概要についてはWOMEN [1996: 48-63]を参照。
- (19) グラミン・バンクの簡潔な紹介は、AHSAN [1996], PURAKAYASTHA [1996], HASHEMI and MORSHED [1997] 参照。また、彼の基本的
な考え方については、ユヌス他「一九九八」参照。
- (20) BRACの活動については下沢「一九九七」、CHOWDHURY and ALAM [1997] 参照。
- (21) マイクロ・クレジットの成果と限界については、WOOD and SHARIF [1997] 所収の諸論考を参照。
- (22) HULME and MOSLEY [1997] に、この方式の急拡大とそれが引き起こした議論について、若干の言及がある。
- (23) BRACのローン支出額の推移については、下沢「一九九七：九五」とCHOWDHURY and ALAM [1997: 183] に提示されている表
をそれぞれ参照。グラミン・バンクのローン支出額の推移については、HASHEMI and MORSHED [1997: 225] の表を参照。
- (24) 急増したのが資金面だけではないことは言うまでもない。現地事務所数、支店数、職員数、プロジェクト展開地域、ローン貸
出し対象者数等々、あらゆる側面にNGOの急拡大・急展開は及んでいるが、ここではこれ以上の言及を控える。
- (25) ヤギの食害をめぐって紛争が発生することは珍しくなく、『フォトワ一九九一—一九九五』には、それが直接のきっかけになっ
て「フォトワ」が出された例も収載されている。
- (26) ただし、村部最貧困層に流入しているかどうかは疑わしいとする説がある。
- (27) ここで記した問題との関連で言えば、直接的には農村経済全体の伸びに起因する可能性が高いらしいが、一部では階層間で資

金フローが逆転する現象も出ているという「藤田 一九九五」。この点にも注目したい。

- (28) 少し規模が大きなモスジッドならば、その他にムアッジン（祈りの時を告げるアッザーインを唱える役）やムトワリ（管財人だが通常専任ではない）を置いている。そうした役職者がいない場合でも、数人のメンバーから成るモスジッド管理委員会のよう組織があり、そのメンバーはイマームに準じた宗教的権威を有する。これ以外にも、村部ではイスラームに造詣が深いと地域住人から認められている人々があり、彼らの一部はモウラナなどと称されて一定の権威を有している。

- (29) ここで言う「経済力」とは、単純な現金保持を指すわけではなく、不動産所有、農業労働機会提供、農業インプット提供、信用供与、各種の寄付提供等々、多くの要素を一括するものとして、とりあえずこのように表現している。

- (30) BRACに関する「年々ローンの貸与を戦術の中心に置いた活動を展開しており、ローン配布を早くトップダウンで進める一方、住民組織もその受け皿として受動的性格を強めているのではないだろうか」という観察「下沢一九九七・九八―九九」は、NGOと人々との間の関係変質を間接的に証言しているといえよう。

- (31) 事実、筆者が一九八〇年代末に村部で調査を行っていた時期には、その影響は、まだ限られたものでしかなかった。

- (32) もちろん、NGOの活動はマイクロ・クレジットにのみ限られるわけではないが、それが最も目立つ側面であることはまちがいなからう。他方、旧来の有力者層が、明確に意識してそうした変化ないし変化の可能性を察知した上で、それに対応する行動をこれまた意識的に取っている、ということを言いたいのではない。むしろ、彼らは個々別々に、それぞれ異なる社会的場面ににおいて、自分たちがこれまで影響力を行使してきた相手（すなわち、貧困層に属する個々の人々）の微妙な態度・表情等の変化に直面し、またはそうした変化が生じていることを伝え聞き、個々に脅威を肌で感じていたのではなからうか。したがって、個々の「フォトワ」事件は、仮説に提示したような構造変化が背景にある中で、何らかの具体的な契機があり、脅威を「肌で感じていた」一部の有力者がそれに反応してフォトワバジ化し、別の有力者がそれを追認ないし黙認する、このような形で生じているのではないかと考えられる。

- (33) 簡単には、下沢「一九九八」参照。

- (34) “The Independent”紙一九九九年一〇月八日の報道。以下、同紙からの引用はインターネット版による。

- (35) “The Independent”紙二〇〇〇年五月一日の社説の中での引用。

- (36) 注(35)の同社説。ちなみに、この新聞は決して現政権にべつたりの御用新聞ではなく、かなり中立的な立場を取っている。その新聞社説がこうした意見を記すのだから、同国内でのNGOに対する一般的感情が分かるであろうというものである。
- (37) 反論を出すきっかけになったのは同紙に掲載されたNGO批判の論評であったが、そちらよりもこの長文の反論の方に批判の要旨がコンパクトにまとめて提示されているので、ここではそれを参考に批判内容を見ることにする。
- (38) 二国間援助や開発関係の銀行に対する支出は日本が多いとはいえ、NGOに対する資金提供の点では影が薄いのが現状である。
- (39) 一例を挙げれば、特に女性を対象としたマイクロ・クレジットの急速な拡大の背景に、近年の欧米諸国における「ジェンダー」を強く意識した社会状況(開発ではWIDのようなアプローチ)があるのは否定できないであろう。
- (40) 概略は下沢「一九九八・六七―六八」参照。
- (41) Begum and Ali [1997: 177-8] 収載の記事参照。元は『ボーレル・カゴージ』紙一九九四年八月八日の記事。なお、こうした考え方はかなり早くから見られた。しかし、近年のNGOの活動範囲拡大を背景として、こうした見方をあえて強調する人々が出てきているのは、憂慮すべき事実である。
- (42) ただし、筆者の見聞した範囲でも、一部のキリスト教系援助団体の職員は可能であれば宣教の可能性を探りたいとの意向をもらしていたから、こうした例では人々の邪推とばかり言えないことになる。他方、キリスト教徒同士の連帯感から、バングラデシユのキリスト教系団体やキリスト教徒集中地域には、他と比較して過剰なまでに多額の資金が流入している事実があり、それらの団体や地域の周辺にいる人々にはこの事実も良く知られている。こうした「知識」も、妬み半分で人々の推測(邪推)を強化している側面がある。
- (43) ジョノコント紙一九九九年一月一七日の記事“*Amshatadhir ka'i kathā: Meyeder biruddhe fatowā jārir dāye baṭi nishiddha karte wāmalā*”より一部抜粋。
- (44) そのことは、一九世紀から二〇世紀にかけてのベンガル・ムスリムの出自論争一つを取っても明らかであろう。
- (45) BBS [1996b: 89]、同 [1999b: 92] の“*Departure of Bangladeshi nationals on employment by country of destination*”による。紙幅の都合上、統計の引用は省いた。
- (46) 一九九一年の公式報告で一億一千万人強とされたが、すでにその調査時点から一〇年が経過していることに留意。

(47) 中東地域への出稼ぎ者の出身地についての資料は手元がないので、はっきりしたことは言えないが、先進諸国への出稼ぎ者や移民が特定地域出身者に集中する傾向があるのに対し(例えばイギリス移住者の大部分はシレット出身)、中東への移民の出身地は全国的に広がり、特に村部で多いことを経験的に感じている。

(48) もう一点注意すべきは、これがあくまでも公式発表数値を基にした数であることだ。バングラデシュから中東諸国へは(世界中多くの地域にもだが)、常に多数の出稼ぎ者ないし海外移住希望者が非公式に出ているのは周知の事実である。彼らは現地に「不法」滞在し、その多くは一定の期間経過すると何らかの手段により帰国しているが、それらの人々の数は、この中には一切入っていない。したがって、ここで上げた数を相当数上回る数(恐らくは二〇〇万人以上)が実際には中東からの帰国者実数であろう。また、これを反映して、サウディアラビア、クウェート、オマーン、マレーシア(中東ではないがイスラーム教徒は多い)からの出稼ぎ者の送金が全体の九三%を占めるとの報道もある。("The Independent", 一九九九年五月一八日の社説)。

(49) 逆に、巡礼等を名目に多くのバングラデシュ・ムスリムが中東諸国へ入り込んで、出稼ぎをしている実態もある["三宅一九九二:一一一"]。

(50) 実数を示す資料が入手できていないが、最近の新聞報道などでは例年二―四万人とする場合が多い。ただし、それらの数字は一致していない。

(51) どのようなルートで、その程度の資金が流入しているのか、今のところ知る方法はないが、この点に簡単に言及した例として KAMAL [1996: 73] 参照。

(52) 具体的な数字は把握していないが、新聞広告などを見ると、こうした交流がかなりの規模になることだけは推測できる。

(53) 『毎日新聞』二〇〇〇年四月二日の春日孝之「重病／国外逃亡——ウサマ氏飛び交う憶測」、及び "The Independent" 紙二〇〇〇年四月一二日の報道等。

(54) ションバド紙とジョノコント紙に二〇〇〇年一月一三日同時に掲載された報道。

(55) KAMAL [1996: 72]。また、佐藤 [一九九〇: 一〇〇—一〇六] も参照。

(56) 佐藤 [一九九〇: 一〇四] に引用されている数字と、BBS [1999a: 346] の数字による。以下の数字も同じ。なお、ダキルについて佐藤は六年とするが、最近の資料では一〇年となっている [AHMED 1996]。

- (57) 独立以前の状況については、同一の基準による数値が入手できていないが、MURSHID [1995: 252] によると、一九四八／九年にはマドラサ数が一三六〇校で学生数は一三万人強であり、独立直前の一九六九／七〇年でも五八一校、学生数六〇万人弱となっているから、恐らくこれは後述のエプテダイー（初等）・マドラサを含む全段階を合計した総数であろう。
- (58) ここで「イスラーム」としたのは、必ずしも彼らの理解するイスラームが、伝統的な意味でのイスラームであるとは限らないことを強調したいがためである。
- (59) 直接の資料が入手できず、佐藤「一九九〇：二二三」に拠った。
- (60) ここでグローバリゼーションを取り上げるのは、アブールゴッドが言う「グローバル・バブル」「一九九九」に便乗するためではない。むしろ、ローカルな現象に注目しつつも、その中に現れてくるグローバリゼーションに即して、議論を深めるためである。

(61) “The Independent” 紙一九九九年一月二八日の報道。

(62) “The Independent” 紙一九九九年一月七日の報道。ちなみに、ここに記された諸施設は、しばしば同一敷地内に併殺され、その運営は一体として行われるのが普通である。

(63) ワクフとは、大まかに言えば「ある物件の所有者がその用益権を放棄し、それからの収益が最初に設定された目的に使用されているかぎり、その処分権を放棄する」イスラーム独特の制度（嶋田襄平「ワクフ」『日本イスラム協会一九八二・四〇八―九』より一部引用）。

(64) ションバド紙一九九九年一月二五日掲載の投書より。

(65) 加藤「二〇〇〇：六七」に提示されたシンポジウムでの佐藤宏報告要旨から引用。

参考文献

アブールゴッド、ジャネット、一九九九（一九九二）、「グローバル・バブルを越えて」、A・D・キング編『文化とグローバル化——現代社会とアイデンティティー表現——』（山中・安藤・保呂訳）玉川大学出版部、pp. 179-188.

AHMED, Muzaffer, 1996, “Recent Development in the Education Sector of Bangladesh”, in Women [1996], pp. 129-131.

フォトワバジ・NGO・イスラーム（高田）

- AHSAN, Mohammad Badrul, ed., 1996, "Grameen Bank and Muhammad Yunus", Mowla Brothers, Dhaka.
- Bangladesh Bureau of Statistics (BBS), 1991, "Statistical Pocket Book of Bangladesh 1991", BBS, Dhaka.
- _____, 1993, "Do. 1993", BBS, Dhaka.
- _____, 1996a, "Do. 1995", BBS, Dhaka.
- _____, 1999a, "Do. 1998", BBS, Dhaka.
- _____, 1996b, "Statistical Yearbook of Bangladesh 1995", BBS, Dhaka.
- _____, 1999b, "Do. 1998", BBS, Dhaka.
- Bangladesh Mahila Parisad ed., 1997, "*Chāṭākaccharrār Nujāhān*", Bangladesh Mahila Parisad, Dhaka.
- BEGUM, Maleka and Khandakar Sakhawat Ali eds., 1997, "*Fatwā (Fatwa) 1991-1995*", Shikka O Sangskriti Kendra, Dhaka.
- CHOWDHURY, A. Mushtaque R., and M Aminul ALAM, 1997, "BRAC's Poverty Alleviation Efforts: A quarter century of experiences and learning", in WOOD and SHARIF [1997], pp. 171-194.
- CHOWDHURY, Jamila, 1999a, "Pronouncement of Talak and Hilla marriage: Dissolution of a Muslim marriage", "The Independent" 紙 一九九九年一月五日号掲載論説。
- _____, 1999b, "Thoughts on Hilla Marriage", "The Independent" 紙 一九九九年一月二二日号掲載論説。
- HASHEMI, Syed M., and Lamia MORSHED, 1997, "Grameen Bank: A case study", in WOOD and SHARIF [1997], pp. 217-227.
- 藤田幸一, 一九九五, 「バングラデシュ農村制度金融の新動向——階層間金融フロー逆転をめぐって——」季刊『農業総合研究』四九—三三 pp. 1-57.
- HULME, David, and Paul MOSLEY, 1997, "Financing the Poor or Poorest?: Financial innovation, poverty and vulnerability", in WOOD and SHARIF [1997], pp. 97-130.
- HUMAN RIGHTS WATCH, 1996, "Bangladesh: Violence and discrimination in the name of religion", in Women [1996: 24-33].
- KAMAL, Sultana, 1996, "Undermining Women's Rights", in Women [1996], pp. 69-4.
- 加藤博 二〇〇〇, 「シンポジウム『地域研究の現状とイスラーム研究の位置』」『アジア経済』四一—三三 pp. 64-72.

MINSUR, *Minar*, 1999, "NGO-der jabbadinta' eheng amader rajanotik sangskriti: pratikriya", "Janakantha" 紙一九九九年一〇月一七日から一九日の三回に分けて掲載。

三宅博之、一九九三、「バングラデシュの海外出稼ぎ政策」、長谷安朗・三宅博之編『バングラデシュの海外出稼ぎ労働者』明石書店、pp. 107-142.

MURSHID, Tazeen M., 1995, "The Sacred and the Secular: Bengal Muslim discourses 1871-1977", Oxford U.P., Calcutta.
日本イスラム協会監修、一九八二、『イスラム事典』平凡社。

PURAKAVASTHA, Bahushikha Das, ed., 1996, "Grihini Bank O Mulimmad Yunus", Mawla Brothers, Dhaka.

佐藤宏、一九九〇、「バングラデシュ政治とイスラム」、佐藤編『バングラデシュ：低開発の政治構造』アジア経済研究所、pp. 87-138.

SHAHANAWAZ, A.K.M., 1998, "Fatowabai: Dharma naya—Swarthasiddhi Jehane bara", in "Janakantha" (Supplement), 一九九八年一二月一三日の全紙論説。

下沢嶽、一九九七、「バングラデシュの巨大NGO、BRACの歴史と役割」『国際教育研究紀要』三、pp. 87-99.

——、一九九八、「バングラデシュのNGOの現状」、佐藤寛編『開発援助とバングラデシュ』アジア経済研究所、pp. 55-75.

高田峰夫、一九九三、「早婚・多産・女性の立場——バングラデシュ村部ムスリムの場合に関する一試論——」『東横学園女子短期大学女性文化研究所紀要』二、pp. 1-25.

——、二〇〇〇、「フォトワバジ——バングラデシュ・ムスリム社会の新現象小考——」『修道法学』二二—二一、pp. 125-164.

Women Living under Muslim Laws ed., 1996, "Fatwas Against Women In Bangladesh", Women living under Muslim laws, France.
(Women [1996] と表記)

Wood, Geoffrey D., and Ifath A. SHARIF eds., 1997, "Who Needs Credit?: Poverty and finance in Bangladesh", University Press Ltd., Dhaka.

ユヌス、ムハマド、アラン・ジヨリ、一九九八、『ムハマド・ユヌス自伝——貧困なき世界を目指す銀行家——』早川書房。